

		0 就学援助制度問い合わせ先(広報用)					1 就学援助制度の実施について											2 就学援助制度の申請書の配布方法										
①都道府県	②市町村	①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他(SNSなど)	(1)貴市区町村における就学援助制度の周知方法											(1)貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法										
							(2)(1)でケに○をした場合、その内容											(2)(1)でケに○をした場合、その内容										
							ア. 教育委員会のウェブサイトにて掲載	イ. 自治体の広報誌等に掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を交付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を交付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員の説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施	ケ. その他(内容を1.(2)に記入)	ア. 各学校で制度案内を交付後、希望者に各学校から申請書を配布	イ. 各学校で制度案内を交付後、希望者に申請書を配布	ウ. 各学校で全児童生徒もしくは保護者に申請書を交付	エ. 教育委員会で全児童生徒もしくは保護者に申請書を交付	オ. 制度案内等を行わず、各学校で申請書を交付	カ. 制度案内等を行わず、各学校で申請書を交付	キ. その他(内容を2.(2)に記入してください。)						
該当団体	59	59	59	59	39	0	28	19	8	43	37	40	6	4	13	13	36	14	11	2	1	4	10	10				
福島県	福島市	学校教育課	024-525-3782	gakkou@city.fukushima.lg.jp	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/gakkou-syomu/kosodate/kyoiku/kyoikuinkai/syugakueniyo.html		○	○		○	○						○		○									
福島県	会津若松市	会津若松市教育委員会学校教育課教育振興グループ	0242-39-1303	gakkyo@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp	http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2007080903625/		○	○	○	○	○	○					○	○										
福島県	郡山市	学校教育課 学校教育推進課	024-924-2431	gakkyo@city.koriyama.lg.jp	http://www.city.lg.jp/kyoiku_shogajakushu/kyoiku/7/10928.html		○	○	○	○	○	○	○				○	○					○		申請書はウェブサイトに掲載			
福島県	いわき市	教育委員会事務局 学校教育推進課 学校教育課	0246-22-1123	gakkokyoku@city.iwaki.fukushima.jp	http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000004630/index.html		○	○		○	○	○							○									
福島県	白河市	教育委員会事務局 教育総務課	0248-22-1111内線2351	kyoikusomu@city.shirakawa.fukushima.jp	http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/		○			○	○	○					○											
福島県	須賀川市	須賀川市教育委員会 学校教育課	0248-88-9168	gakkou@city.sukagawa.fukushima.jp	http://www.city.sukagawa.fukushima.jp		○	○		○	○	○				○									小学校入学保護者説明会時に、就学援助制度について周知			
福島県	喜多方市	教育部学校教育課管理・指導班	0241-24-5316	gakkyou@city.kitakata.fukushima.jp	https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/gakkyou/		○	○		○	○	○	○			○									教育委員会に来庁した際は、制度案内をし、保護者に申請書を配布。			
福島県	相馬市	相馬市教育委員会 教育部 学校教育課	0244-37-2185	ky-gakko@city.soma.lg.jp	http://www.city.soma.fukushima.jp/					○	○	○					○		○									
福島県	二本松市	二本松市教育委員会 学校教育課 管理係	0243-55-5151	gakokanri@city.nihonmatsu.lg.jp	http://www.city.nihonmatsu.lg.jp/		○	○		○	○	○	○				○											
福島県	田村市	教育部学校教育課	0247-81-1214	gakko@city.tamura.lg.jp						○	○	○	○						○									
福島県	南相馬市	教育委員会事務局学校教育課	0244-24-5283	gakkokyoku@city.minamisoma.lg.jp	http://www.city.minamisoma.lg.jp/		○			○	○	○					○	○										
福島県	伊達市	伊達市学校教育委員会 学校教育課 庶務係	024-573-5824	school@city.fukushima-date.lg.jp	http://www.city.fukushima-date.lg.jp/site/kosodate/437.html		○	○	○	○	○	○					○	○										
福島県	本宮市	教育部幼保学校課学校教育係	0243-24-5445	gakkou@city.motomiya.lg.jp	http://www.city.motomiya.lg.jp		○			○	○	○					○	○										
福島県	桑折町	学校教育課	024-582-2403	gakkokyoku@town.koori.lg.jp	http://www.town.koori.fukushima.jp						○	○					○											
福島県	国見町	教育委員会学校教育課	024-585-2892	gakko@town.kunimmi.fukushima.jp							○	○					○											
福島県	川俣町	学校教育課学校教育係	024-566-2111	gakko@town.kawamata.lg.jp	http://www.town.kawamata.lg.jp/		○	○		○	○								○									
福島県	大玉村	大玉村教育委員会 教育総務課	0243-48-3138	kyoikusomuka@vill.otama.lg.jp	https://www.vill.otama.fukushima.jp					○	○	○						○										
福島県	鏡石町	教育委員会 教育課	0248-62-3459	kyoiku@town.kagamiishi.lg.jp	http://www.town.kagamiishi.fukushima.jp/		○	○			○						○	○					○		鏡石町のホームページに申請書様式を掲載し、希望者にダウンロードしていただいている。			
福島県	天栄村	天栄村教育委員会 学校教育課	0248-8/2-2118	gakkokyoku@vill.tenei.fukushima.jp	http://www.vill.tenei.fukushima.jp/		○			○		○					○	○										
福島県	下郷町	教育委員会 学校教育係	0241-69-1166	gakkou_kyoiku_01@town.shimogo.fukushima.jp							○	○					○											
福島県	楯枝岐村	教育委員会	0241-75-2342	education@vill.hinoemata.lg.jp															○					○	対象者がいないため、就学援助制度を策定していない			
福島県	只見町	只見町教育委員会	0241-82-5320	gakkou@town.tadami.lg.jp					○	○		○					○								対象者がいないため、就学援助制度を策定していない			
福島県	南会津町	南会津町教育委員会学校教育課	0241-62-6300	kyoiku@minamiaizu.org							○	○	○				○	○										
福島県	北塩原村	北塩原村教育委員会教育課教育班	0241-23-5237	kyoiku01@vill.kitashiobara.fukushima.jp							○	○	○					○										
福島県	西会津町	西会津町教育委員会学校教育課 学校教育係	0241-45-2216	kyoiku@town.nishiaizu.fukushima.jp	https://www.town.nishiaizu.fukushima.jp/soshiki/8/882.html		○			○	○	○					○											
福島県	磐梯町	教育課教育総務係	0242-73-2017	kyoikusoumu@town.bandai.fukushima.jp							○	○											○					
福島県	猪苗代町	教育委員会教育総務課	0242-62-5677	kyoiku@town.inawashiro.lg.jp			○			○		○					○											
福島県	会津坂下町	教育課 教育総務班	0242-84-3711	kyoiku@town.aizubange.fukushima.jp	http://www.town.aizubange.fukushima.jp/		○	○			○						○								小学校入学前に幼稚園を通じて就学援助制度の書類を配布			
福島県	湯川村	教育委員会 学校教育係	0241-27-2250	kyoiku@vill.yugawa.lg.jp						○	○						○	○										
福島県	柳津町	教育委員会教育課学校教育班	0241-42-2115	gakkou-kyoiku@town.yanaizu.fukushima.jp	http://yanaizu-ed.net/							○							○									
福島県	三島町	三島町教育委員会 生涯学習課	0241-48-5599	kyoiku@town.mishima.fukushima.jp								○					○											
福島県	金山町	金山町教育委員会	0241-54-5333	kyoiku@town.kaneyama.fukushima.jp																			○		該当者へ直接通知			
福島県	昭和村	教育委員会	0241-57-2164	kyoikuinkai@vill.showa.fukushima.jp	http://www.vill.showa.fukushima.jp/						○	○																
福島県	会津美里町	こども教育課 学校教育係	0242-78-2112	kyoiku@town.aizumisato.fukushima.jp	http://www.town.aizumisato.fukushima.jp/s035/020/010/020/20151220005740.html		○			○	○						○											
福島県	西郷村	西郷村教育委員会学校教育課	0248-25-2370	gakkou@vill.nishigo.fukushima.jp	http://www.vill.nishigo.fukushima.jp/kosodate/gakkokyoku/zyosei/		○			○	○	○	○				○											
福島県	泉崎村	教育委員会教育課 学校教育G	0248-54-1533	kyoiku@vill.lizumizaki.fukushima.jp							○	○	○	○					○									
福島県	中島村	学校教育課	0248-52-3483	gakkokyoku@vill-nakajima.jp	http://www.nakajima.gr.fks.ed.jp/						○	○	○				○	○										
福島県	矢吹町	教育振興課	0248-44-4400	kyoiku@town.yabuki.lg.jp	http://www.town.yabuki.fukushima.jp/						○	○	○				○		○									

①都道府県	②市町村	0 就学援助制度問い合わせ先(広報用)					1 就学援助制度の実施について														2 就学援助制度の申請書の配布方法									
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他(SNSなど)	(1)貴市区町村における就学援助制度の周知方法														(1)貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法									
							ア.教育委員会のウェブサイトにて制度掲載	イ.自治体の広報誌等に制度掲載	ウ.就学案内の書類に記載	エ.入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ.毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ.各学校に対して制度を周知	キ.教職員向け説明会を実施	ク.保護者向け説明会を実施	ケ.その他(内容を1.(2)に記入)	(2)(1)でキにした場合、その内容														
該当団体	59	59	59	59	39	0	28	19	8	43	37	40	6	4	13	13	36	14	11	2	1	4	10	10						
福島県	柳倉町	子ども教育課	0247-33-7881	tanagura-be@fcs.ed.jp				○		○							○													
福島県	矢祭町	教育課 学校教育グループ	0247-46-4580	kyoiku-ka@town.yamatsuri.fukushima.jp	http://www.town.yamatsuri.fukushima.jp/					○	○	○			○		○	○												
福島県	塙町	塙町教育委員会 学校教育課	0247-43-4050	kyoiku@town.hanawa.fukushima.jp						○	○	○					○													
福島県	鮫川村	鮫川村教育委員会 教育課 教育総務係	0247-49-3151	kyoiku@vill.samegawa.fukushima.jp	http://www.vill.samegawa.fukushima.jp/page/page00242.html		○			○		○					○													
福島県	石川町	教育課学校教育係	0247-26-9135	gakko_k@town.ishikawa.fukushima.jp	http://www.town.ishikawa.fukushima.jp/					○		○									○									
福島県	玉川村	教育委員会	0247-57-4633	kyoiku@vill.tamakawa.fukushima.jp						○	○						○													
福島県	平田村	教育委員会 教育課	0247-55-2969	kyoiku@vill.hirata.fukushima.jp						○	○	○					○													
福島県	浅川町	学校教育課	0247-36-2297	kyoiku@town.asakawa.fukushima.jp	http://www.town.asakawa.fukushima.jp			○		○		○				○	○													
福島県	古殿町	教育委員会	0247-53-3655	kyoiku@town.furudono.fukushima.jp	http://www.town.furudono.fukushima.jp/		○	○			○	○				○	○													
福島県	三春町	教育課 学校教育グループ	0247-62-6310	gakko@town.miharu.fukushima.jp	http://www.town.miharu.fukushima.jp/					○	○	○						○												
福島県	小野町	教育課	0247-72-6780	kyoikuka@town.fukushima-ono.lg.jp	http://www.town.ono.fukushima.jp/		○				○	○						○												
福島県	広野町	教育委員会 学校教育課	0240-27-4166	kyoiku@town.hirono.fukushima.jp				○	○	○	○	○						○												
福島県	楢葉町	教育総務課	0240-23-6190	kyoiku-n@town.naraha.lg.jp	http://www.town.naraha.lg.jp/												○							○	該当者がいないため、申請書を配布していない。					
福島県	富岡町	教育総務課	0240-22-2626	tom-kyousou@manamori.jp	http://www.tomioka-town.jp/												○							○	該当者がいないため、要保護・準要保護の就学援助制度の周知や申請書の配布はしていない。					
福島県	川内村	教育課教育総務係	0240-38-3805	kyoiku.s@vill.kawauchi.lg.jp					○	○	○	○						○												
福島県	大熊町	教育委員会教育総務課	0242-26-3844	kyoikusoumu@town.okuma.fukushima.jp	http://www.town.okuma.fukushima.jp/												○							○	該当者がいないため、要保護・準要保護制度については周知しない。					
福島県	双葉町	教育委員会教育総務課	0246-84-5210	kyoiku@town.fukushima-futaba.lg.jp	http://www.town.fukushima-futaba.lg.jp		○	○				○												○						
福島県	浪江町	教育委員会事務局 学校教育係	0243-62-0301	namie42010@town.namie.lg.jp	http://www.town.namie.fukushima.jp/		○	○																○	平成28年度に認定した世帯へ書類を郵送、それ以外の方で申込みたい場合は教育委員会へ連絡をもらい書類を郵送					
福島県	葛尾村	葛尾村教育委員会 総務学校教育係	0240-29-2170	kyoiku@vill.katsurao.lg.jp	https://www.katsurao.org		○																	○						
福島県	新地町	新地町教育委員会 教育総務課	0244-62-4477	kyoiku@town.shinchi.lg.jp			○		○	○	○	○					○		○											
福島県	飯館村	飯館村教育委員会	0244-42-1631	kyoiku@vill.iitate.lg.jp	http://www.vill.iitate.fukushima.jp/		○																	○	該当者がいないため、通常の就学援助制度の申請書の配布は行っていない。					

		II 平成29年度準要保護認定基準																															
①都道府県	②市町村	(1)平成29年度における準要保護認定基準																				(2)(1)でソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額		(3)(1)でツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安額		(4)(1)でテに○をした場合、その他の基準の内容	(5)その他	就学援助率					
		ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村住民税の非課税	ウ.市区町村住民税の減免	エ.国民年金保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.PTA会費、学校納付金の減免が行われている者	ケ.個人事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の状況や、授業料等が悪い者、学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者、	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	チ.特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ.市区町村税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ.その他	係数(倍率)	課税所得等の分類	基準額の時期	目安額(年額)	係数(倍率)				目安額(年額)				
該当団体	59	52	52	52	50	52	53	29	25	45	47	34	30	37	34	19	5	5	0	20	29	29	29	29	0	0	20	11	59				
福島県	福島市																													通常の判定は基準の1.0倍で行うが、(1)中のア、イ、ウ、エ、オ、カ、ケ、コ、セ等の要件に該当する場合は基準の1.5倍以下まで認める。	15%未満		
福島県	会津若松市	○	○	○	○	○	○			○	○	○																			15%未満		
福島県	郡山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満	
福島県	いわき市																													準要保護児童生徒の認定にあたっては、所得要件のみならず、学校長や民生児童委員から提出される児童生徒の生活状況や世帯状況に関する所見を踏まえて総合的に審査を行っております。	10%未満		
福島県	白河市	○	○	○	○	○	○			○	○																			学校や民生委員により認定した者、あるいはそれに類する者であって教育委員会で承認した者	15%未満		
福島県	須賀川市	○	○	○	○	○	○			○	○																			その他特別な理由で子供を就学させるのが困難な場合	【基準額の時期】平成25年8月の生活保護基準の見直し前の基準	10%未満	
福島県	喜多方市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																【目安額】持家・294万円、買家343万円	10%未満	
福島県	相馬市	○	○	○	○	○	○			○	○																			その他教育長が特に必要と認めるもの	【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満	
福島県	二本松市	○	○	○	○	○	○			○	○																					15%未満	
福島県	田村市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	10%未満	
福島県	南相馬市	○	○	○	○	○	○			○	○																					15%未満	
福島県	伊達市																														その他教育委員会が特に補助する必要があると認める者	10%未満	
福島県	本宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																当該校長または民生委員が特に援助を必要と認める状態にあるもの。	10%未満	
福島県	桑折町	○	○	○	○	○	○			○	○																				【基準額の時期】生活保護の基準額は平成25年8月改定以前の生活保護基準額を適用。	10%未満	
福島県	国見町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	10%未満	
福島県	川俣町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	15%未満	
福島県	大玉村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	5%未満	
福島県	鏡石町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	10%未満	
福島県	天栄村	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	5%未満	
福島県	下郷町	○	○	○	○	○	○			○	○																				(1)保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者 (2)学用品費等に不自由している者で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者 (3)経済的理由による欠席日数が多い者(1)～(3)のいずれかに該当する者で教育長が特に認める者	15%未満	
福島県	楢枝岐村																														対象者がいないため、就学援助制度を策定していない	0%未満	
福島県	只見町																															10%未満	
福島県	南会津町	○	○	○	○	○	○	○	○																						・災害等により学用品、通学用品を紛失、破損、汚損した場合 ・教育委員会が奨励費の支給が特に必要と認める場合	20%未満	
福島県	北塩原村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	教育委員会が特に援助を要すると認められる者	5%未満
福島県	西会津町	○	○	○	○	○	○			○	○																					15%未満	
福島県	磐梯町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	5%未満	
福島県	猪苗代町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	10%未満	
福島県	会津坂下町	○	○	○	○	○	○			○	○																					10%未満	
福島県	湯川村	○	○	○	○	○	○			○	○																					激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条に基づき激甚災害に伴い、被災地域から転入・編入した児童生徒。	5%未満
福島県	柳津町	○	○	○	○	○	○				○																					5%未満	
福島県	三島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	5%未満	
福島県	金山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	5%未満	
福島県	昭和村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	5%未満	
福島県	会津美里町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	20%未満
福島県	西郷村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	15%未満	
福島県	泉崎村	○	○	○	○	○	○			○	○																					その他特別な事情のため経済的に困っている方は、地元民生委員の面接等(事感確認)を行い協議会において決定することとしている。※なお、過去に実績はない。	15%未満
福島県	中島村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	10%未満	
福島県	矢吹町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	世帯の総収入額により判断	15%未満





		Ⅲ 平成29年度準要保護就学援助額																																						
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																						
		(1)項目毎の援助額																															(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項							
①都道府県	②市町村	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費											
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他			
該当団体	59	1	1	0	4	5	4	51	51	0	1	1	0	3	3	3	51	50	0	8	8	1	4	4	4	3	2	0	30	30	0	18	18	18	2	1	0	32		
福島県	柳倉町							○	11,420								○	40,600											○	3,979								・修学旅行費の支給平均額は、平成28年度実績額による。 ・通学費の支給平均額も同様だが、平成28年度支給実績はなし。		
福島県	矢祭町							○	11,420									○	40,600					○								○	21,490	7,075				・修学旅行費は6学年が該当。 ・対象費目に該当がない場合は、実績なし。		
福島県	塙町							○	11,420									○	40,600						○	39,290	0					○	21,490	5,000				「通学費」の支給平均額は、支給実績がないため0円		
福島県	鮫川村							○	11,420									○	40,600																			修学旅行費は、参加者全員に対して村補助金として援助している。		
福島県	石川町							○	11,420									○	40,600		○	0								○	8,498							・実費分については、予算計上額 ・通学費・医療費・校外活動費(宿泊を伴うもの)については対象費目だが、実績なし。		
福島県	玉川村							○	11,420									○	40,600														○	5,000	5,000					
福島県	平田村							○	11,420									○	40,600														○	5,000	5,000					
福島県	浅川町							○	11,420									○	40,600																○	5,000				
福島県	古殿町							○	11,420									○	40,600														○	21,490	449					
福島県	三春町							○	11,420									○	40,600											○	17,489								修学旅行費については予算単価による。	
福島県	小野町							○	12,970									○	40,600													○	21,190	21,190						
福島県	広野町				○	11,420	9,180																									○	7,180						受給者の学年の校外活動については、宿泊の有無を問わず該当する学校行事が行われなかった。	
福島県	楢葉町																																						該当者がいないため、要保護・準要保護の認定はしていない。	
福島県	富岡町																																						該当者がいないため、要保護・準要保護の認定はしていない。	
福島県	川内村							○	11,420									○	40,600											○	3,400									
福島県	大熊町				○	11,420	0											○	40,600	0													○	21,490	0				支給平均額については就学援助の実績なし。	
福島県	双葉町				○	11,420	0											○	40,600	0													○	39,290	0				すべての費目で実績なし	
福島県	浪江町							○	11,412									○	40,600												○	17,712							修学旅行費は平成28年度の実績額	
福島県	葛尾村							○	11,000									○	11,900											○	2,170	○	0						平均支給額が0の費目は該当者なし	
福島県	新地町							○	11,420									○	40,600														○	20,880	4,409				・特別支援教育就学奨励費補助金の補助単価を規定として支給しているため、学用品費の支給は上記学用品費に含む。 ・支給平均は平成28年度実績による。	
福島県	飯館村																																						該当者がいないため、通常の就学援助制度は実施していない。	

①都道府県	②市町村	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																														(2) 補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容						
		(1) 費用毎の援助額																																				
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給		上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他
1	1	0	4	4	4	51	50	0	1	1	0	3	3	3	51	50	0	8	8	1	4	4	4	2	1	0	32	32	0	20	20	20	2	1	0	30		
該当団体	59																																					
福島県	福島市						○	22,320								○	47,400											○	63,665									
福島県	会津若松市						○	22,320								○	47,400	○	0									○	57,590	55,304						・修学旅行費(支給平均額)は、平成28年度実績 ・通学費は実績なし		
福島県	郡山市						○	22,320								○	47,400	○	49,860								○	63,111							通学費、修学旅行費については28年度実績額			
福島県	いわき市						○	22,320								○	23,550	○	82,462								○	57,590	56,305						通学費、修学旅行費については、平成28年度の実績額。			
福島県	白河市						○	22,320								○	47,400										○	57,590	57,590									
福島県	須賀川市						○	22,320								○	47,400										○	67,200										
福島県	喜多方市						○	22,320								○	47,400	○	70,000								○	50,830										
福島県	相馬市						○	22,320								○	47,400				○	39,290	39,290				○	57,590	56,015						修学旅行:28年度実績			
福島県	二本松市						○	22,320								○	47,400										○	57,590							H29予算単価			
福島県	田村市						○	22,320								○	47,400										○	61,875										
福島県	南相馬市						○	22,320								○	47,400	○	75,000								○	56,370	55,607									
福島県	伊達市						○	22,320								○	47,400										○	80,603							各費目の平均支給額は、平成28年度実績による			
福島県	本宮市	○	22,320						○	47,400																	○	70,000										
福島県	桑折町						○	22,320								○	47,400										○	80,000										
福島県	国見町						○	22,320								○	47,400										○	57,590										
福島県	川俣町						○	22,320								○	47,400												○	57,290								
福島県	大玉村						○	22,320								○	47,400										○	87,040										
福島県	鏡石町						○	22,320								○	47,400										○	56,670										
福島県	天栄村						○	21,700								○	22,900										○	66,062										
福島県	下郷町						○	22,320								○	47,400	○	65,565								○	60,000							・通学費は見込総額を準要保護全体の見込み人数で除したものの、 ・小数点以下は切り捨て。			
福島県	楢枝岐村																																		対象者がいないため、就学援助制度を策定していない			
福島県	只見町						○	22,320								○	47,400										○	63,103										
福島県	南会津町			○	22,320	21,498						○	23,550	23,550				○	0								○	56,539							・支給平均額については、平成28年度の支給実績。 ・通学費については支給実績無し。			
福島県	北塩原村						○	22,320								○	47,400										○	62,961										
福島県	西会津町						○	22,320								○	47,400										○	62,406							修学旅行費…選択コースによる見学科金の差異(歌舞伎62,406円、浅草57,666円)			
福島県	磐梯町						○	21,700								○	47,400										○	80,000										
福島県	猪苗代町						○	22,320								○	47,400										○	70,000							修学旅行費については、29年度予算計上額。			
福島県	会津坂下町						○	22,320								○	47,400										○	57,590	52,326									
福島県	湯川村						○	22,320								○	47,400										○	57,590	57,590									
福島県	柳津町						○	26,050								○	22,900										○	85,000							学用品費・通用品費・校外活動費(宿泊を伴わないもの)については併せて支給。1年生で23,880円その他の学年で26,050円			
福島県	三島町						○	22,320								○	23,550										○	57,290	0						支給平均額が0円の費目については、平成28年度の実績はなし			
福島県	金山町						○	22,320								○	47,400										○	57,590	0						平均支給額0円の記載理由は対象費目であるが支給実績が無いためである。			
福島県	昭和村						○	22,320								○	47,400										○	64,800										
福島県	会津美里町						○	22,320								○	47,400										○	57,590										
福島県	西郷村						○	22,320								○	23,550										○	57,590							修学旅行費については、平成29年度予算単価を記入。			
福島県	泉崎村						○	22,320								○	47,400										○	64,000										
福島県	中島村						○	22,320								○	47,400										○	50,000										
福島県	矢吹町						○	22,320								○	47,400										○	57,590	57,590									



①都道府県	②市町村	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																													(2) 補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容							
		(1) 費用毎の援助額																																				
		学用品費						新入学児童生徒学用品費等						通学費						修学旅行費																		
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他			
該当団体	59	1	1	0	4	4	4	51	50	0	1	1	0	3	3	3	51	50	0	8	8	1	4	4	4	2	1	0	32	32	0	20	20	20	2	1	0	30
福島県	柳倉町						○	22,320								○	47,400				○	79,410	0				○	57,590								・修学旅行費の支給平均額は、平成28年度実績額による。 ・通学費の支給平均額も同様だが、平成28年度支給実績はなし。		
福島県	矢祭町						○	22,320								○	47,400			○							○	57,590	0							・修学旅行費は3学年が該当。 ・対象費目に該当がない場合は、実績なし。		
福島県	埴町						○	22,320								○	47,400			○		○	79,410	0			○	57,590	55,000							「通学費」の支給平均額は、支給実績がないため0円		
福島県	鮫川村						○	22,320								○	47,400																			修学旅行費は、参加者全員に対して村補助金として援助している。		
福島県	石川町						○	22,320								○	47,400	○	0								○	0								・実費については、予算計上額 ・通学費・修学旅行費については対象費目だが、実績なし。		
福島県	玉川村						○	22,320								○	47,400										○	57,590	57,590									
福島県	平田村						○	22,320								○	47,400										○	60,000	57,904									
福島県	浅川町						○	22,320								○	47,400										○	57,590	57,590									
福島県	古殿町						○	22,320								○	47,400										○	57,590	0							修学旅行費について、本年度は該当者なし。		
福島県	三春町						○	22,320								○	47,400			○								70,694								修学旅行費については予算単価による。		
福島県	小野町						○	24,560								○	47,400										○	57,290	57,290									
福島県	広野町				○	22,320	22,320									○	47,400										○	65,000										
福島県	楢葉町																																			該当者がいないため、要保護・準要保護の認定はしていない。		
福島県	富岡町																																			該当者がいないため、要保護・準要保護の認定はしていない。		
福島県	川内村						○	22,320								○	47,400			○							90,000											
福島県	大熊町				○	22,320	0						○	47,400	0												○	57,590	0							支給平均額については就学援助の実績なし。		
福島県	双葉町				○	22,320	0						○	47,400	0									○	79,410	0			○	57,590	0					すべての費目で実績なし		
福島県	浪江町						○	22,320								○	47,400			○							61,955									修学旅行費は平成28年度の実績額		
福島県	葛尾村						○	21,700								○	22,900			○							0									平均支給額が0の費目は該当者なし		
福島県	新地町						○	22,320								○	47,400										○	56,670	56,670							・支給平均は平成28年度実績による。		
福島県	飯館村																																			該当者がいないため、通常の就学援助制度は実施していない。		



①都道府県	②市町村	IV その他			自由記載欄
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組			
		ア. 特 取組を 行っていない(把握 していない)	イ. 取組 を行っている(把握 している)		
				イに○をした場合、その内容	
該当団体	59	57	2	2	5
福島県	福島市	○			
福島県	会津若松市	○			
福島県	郡山市	○			
福島県	いわき市	○			
福島県	白河市	○			
福島県	須賀川市	○			本市においては、Ⅱの(1)における認定基準において、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、ケ、コに該当し、さらに、所得が生活保護の基準の1.3倍をかけた数値以下の場合に、準要保護として、認定している。
福島県	喜多方市	○			
福島県	相馬市	○			
福島県	二本松市	○			
福島県	田村市	○			
福島県	南相馬市	○			
福島県	伊達市	○			
福島県	本宮市	○			
福島県	桑折町	○		桑折町内にある幼稚園、小中学校の新入園児及び新入学児童生徒への制服の支給。(平成29年度新入生から)	
福島県	国見町	○			
福島県	川俣町	○			
福島県	大玉村	○			
福島県	鏡石町	○			
福島県	天栄村	○			
福島県	下郷町	○			
福島県	楡枝岐村	○			
福島県	只見町	○			
福島県	南会津町	○			
福島県	北塩原村	○		制服、運動着等のリサイクル	
福島県	西会津町	○			
福島県	磐梯町	○			
福島県	猪苗代町	○			
福島県	会津坂下町	○			
福島県	湯川村	○			
福島県	柳津町	○			
福島県	三島町	○			
福島県	金山町	○			町独自で、全生徒児童に給食費、学用品費、通学費を支給している。
福島県	昭和村	○			
福島県	会津美里町	○			
福島県	西郷村	○			
福島県	泉崎村	○			経済的な理由が学力となって差となってしまう場合が多く見られる。はじめは小さな差であるが学年をあがるにつれて大きな学力差となり進路選択に大きな影響を与えている。したがって、当該就学援助だけでなく学習支援として、当局では小学生(5年6年)中学生(全学年)を対象に土曜学習及び放課後学習会を公費負担で実施している。就学援助に加えて学習の支援が重要と考えている。
福島県	中島村	○			
福島県	矢吹町	○			

①都道府県	②市町村	IV その他			
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組			自由記載欄
		ア. 特に取組を行っていない(把握していない)	イ. 取組を行っている(把握している)	イに○をした場合、その内容	
該当団体	59	57	2	2	5
福島県	柳倉町	○			
福島県	矢祭町	○			
福島県	塙町	○			
福島県	鮫川村	○			記載内容の誤りにより修正します。
福島県	石川町	○			
福島県	玉川村	○			
福島県	平田村	○			
福島県	浅川町	○			
福島県	古殿町	○			
福島県	三春町	○			
福島県	小野町	○			
福島県	広野町	○			
福島県	楢葉町	○			
福島県	富岡町	○			
福島県	川内村	○			
福島県	大熊町	○			
福島県	双葉町	○			東日本大震災に起因する東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、町外避難を強いられている児童生徒に対し、被災児童生徒就学支援等事業により対応している。
福島県	浪江町	○			
福島県	葛尾村	○			
福島県	新地町	○			
福島県	飯館村	○			